

第5回 南房総市宿泊税検討委員会会議録

【開催日時・場所】

日 時 令和7年5月20日（火）14:00～15:49

場 所 南房総市役所 本庁舎本館2階 第1会議室

【出席者】

▼委員

氏 名	所 属 等
せきや のぼる 関谷 昇	千葉大学大学院社会科学研究院教授 【委員長】
おかだ あきら 岡田 晃	千葉県館山県税事務所長
たかぎ ひろかず 高木 弘一	クラブツーリズム株式会社地域共創事業部シニアアドバイザー
せいみや のぶひで 清宮 信英	南房総市観光協会長 【副委員長】
おおかわ ひろし 大川 浩司	南房総市朝夷商工会長
すずき かつや 鈴木 克哉	南房総市内房商工会長
おきの ともり 沖野 友則	南房総市旅館組合長
ほりえ よういち 堀江 洋一	南房総市民宿連合会 代表

▼事務局

南房総市

▼議事要旨

税率については、「50円が適当」とする意見のほか、安房地域の状況や県交付金が得られない場合を想定し「150円が必要」との意見もあった。

しかし、教育旅行や低価格帯宿泊施設に連泊する学生客等が他地域へ流出することを懸念し、まずは50円を基本とし、県交付金と合わせて約6,000万円の事業規模として導入する意向となった。

導入後3年を目途に見直し、必要に応じて150円へ引き上げるかどうかを検討する方針とした。

また、教育旅行や低価格帯宿泊施設への連泊客を市単独で課税免除することは現場の混乱を招くため、県が課税免除等を講じた上で市も準じる形が望ましいとして、県への要望事項とすることが確認された。

報告書には、さらに県へ広域的施策やDMO支援、他地域流出対策等を県独自施策とするよう要望事項を追加し、その他、市の宿泊税による観光施策が地域住民の満足度向上につながる地域還元の視点も盛り込んだ。

【会議録】

1 開会

(事務局)

開会前ですが、皆様にお願いがございます。

携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。

本日は委員の皆様におかれましては、お忙しい中御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議の進行を務めさせていただきます市民生活部税務課の和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

不足する資料はありませんでしょうか。

なお、会議に先立ちまして、会議録作成および広報等のため、本日の会議を録音・撮影させていただきます。

また、千葉テレビ放送より取材撮影の申し出がありましたので、これを許可しております。

報道機関、自治体、一般の方々の傍聴を許可しておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまから第5回南房総市宿泊税検討委員会を開会します。

2 新規委嘱委員紹介

(事務局)

次に次第の2、新規委嘱職員の紹介に移らせていただきます。

南房総市宿泊税検討委員のうち1名が人事異動により辞職したため、後任である方について、南房総市宿泊税検討委員会規則第3条第1項の規定により委嘱をいたしましたので、ご紹介いたします。

千葉県館山県税事務所 諏訪 克洋 様の後任としまして、岡田 晃 様ご起立の上、一言ご挨拶をお願いいたします。

(岡田委員)

館山県税事務所の岡田と申します。

県庁の人事異動により松戸県税事務所から赴任いたしました。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、ありがとうございました。

本来であれば、市長から委嘱状をお配りするところですが、この後の検討委員会の進行上、あらかじめ席に委嘱状を配布させていただきたいおります。

ご了承いただきたいと思います。

以上で新規委嘱委員の紹介を終わらせていただきます。

3 第4回会議の開催結果

(事務局)

続きまして次第の3、第4回会議の開催結果に移らせていただきます。

前回の振り返りとしまして、資料1「第4回会議の開催結果」をご覧ください。

事務局よりご説明いたします。

(事務局)

「資料1 第4回会議の開催結果」について説明。

(事務局)

ここで私から2点ご報告がございます。資料はございません。

1点目は、前回の質疑にございました「起債の元利償還金に宿泊税を充当できるか」について。

2点目は前回の会議以降の「近隣市町の状況」についてです。

(事務局)

まず一点目です。

起債の元利償還金に宿泊税を充てることについては、法令上、明確な規定は確認できませんでしたが、観光を目的とした費用であれば、その性質は問わず充てることが可能と考えられ、また、先行自治体へ照会したところ、実際に宿泊税を充てている事例があることが分かりました。

このため、宿泊税を充てることは可能と考えます。

一方で、当市の場合は施設整備に要する財源として、その元利償還金が地方交付税に算入される有利な地方債、過疎対策事業債がありますので、ハード整備に関する財源については、当面、宿泊税を活用するのではなく、従来どおり過疎債などの財源活用を基本とし、費用対効果を十分に踏まえ、検討してまいりたいと思います。

(事務局)

続いて2点目、近隣市町の状況です。

まず、お隣の館山市におきましては、4月22日に「第3回館山市観光事業審議会」が開催され、「館山市独自の上乗せ課税」について審議が行われました。

千葉県の宿泊税率に対し、館山市からは５０円、１００円、１５０円の３案が提示されましたが、委員の中からは「１５０円としてはどうか」との意見があり、他の委員から特段の反対意見は見受けられませんでした。

また、館山市では、主な使途をDMO（観光地域づくり法人）の設立・運営支援と位置づけ、観光産業の活性化支援やインバウンド誘客の推進とあわせて、総事業規模を４，８００万円とする案について審議がなされました。

次に鋸南町の状況ですが、５月１２日に「第３回鋸南町宿泊税検討委員会」が開催され、宿泊事業者との意見交換会を踏まえて意見を聴取し、それに基づいて作成した事業規模が約１，８６０万円となることが提示されました。

税率については、５０円、１００円、１５０円の３案が示され、１５０円案であれば税収が事業規模を上回るとの資料が提示されました。

次に、鴨川市の状況については次回５月２７日に「第３回観光振興検討委員会」が開催されるということです。

（事務局）

以上ここまでの内容についてご質問等がございますか。

なお、ご意見に係る内容については議事の中でご発言いただきたいと思います。

（委員）

鴨川の具体的な数字はどうなんですか。

（事務局）

鴨川については５月２７日に開催予定なので、まだ出ていない状況です。

4 議事

（事務局）

続きまして次第の４議事に移ります。

今後の進行につきましては、南房総市宿泊税検討委員会規則第５条の規定により、委員長が議長を行うこととなっておりますので、関谷委員長にお願いしたいと存じます。

（委員長）

それでは議事に入らせていただきます。

本日の出席委員は８名全員ですので、宿泊税検討委員会規則第５条第２項の規定により、会議はここに成立していることを確認させていただきます。

質疑等がある方は、挙手をもって私が指名した後マイクを持って発言をしていただければと思います。

今日は特に順番に意見を伺っていくことはせず、自由にご発言いただけれ

ばと思っております。よろしくお願いいたします。

また、南房総市宿泊税検討委員会規則第6条の規定により、市の職員も説明員として出席しております。併せてご確認ください。

それでは議題の一つ目、「使途および税制度設計の確認」について、事務局から説明をいただいた後、意見を頂戴いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

「資料1 使途及び税制度設計の確認」について説明

(委員長)

ありがとうございました。

今、議題の一つ目について事務局から説明をいただきました。

前回の議論では、ある程度の金額が確保できないと、活性化策に繋がっていかないとして、50円を上乗せするような形で進めたらどうかという意見が多かったというところです。

低価格帯の宿泊事業者に対する支援を初め、今後に向けた様々な取り組み内容の充実と併せてという議論になっていたかと思います。

そのような議論を踏まえ、議題の一つ目の資料が作られております。

大体50円ベースで南房総市としては交付金と合わせて約6,000万円規模の事業を進めていくという案が示されています。

こちらについて、改めて皆さんから意見をいただきながら確認をしていきたいと思います。

今日は特に順番通りとはしませんので、ご発言のある方は挙手をいただき、ご意見を頂戴できればと思います。

どの箇所からでも構いません。はい、お願いします。

(委員)

県の動きを見てからという話があったと思いますが、その後、県の動きについて何か情報はありますか。事務局からお願いいたします。

(事務局)

特に県の動きは聞いておりません。

(委員)

資料2の1ページ目で、南房総市が想定する事業の一番下に「宿泊客流出対策費」がありますが、支援対象を明確にして対策費を充てるべきだと思います。

具体的には、学校関係や低価格帯の宿泊施設への対策費ということになると思います。

低価格帯の宿泊施設では、連泊客や工事関係者などが多いので、実際に民宿等の支援がどのような形になるかを明確にしないと、だれでも当てはまってしまうのではないかと思います。

例えばクーポン券が出ていましたが、全体に波及する形で平等性はありませんが、南房総市の場合は低価格帯の宿泊施設から反対意見が出ているため、そこを考慮しないといけなのではないかと思っています。

私の意見としては、資料１の最後の流出対策費１，０００万円に関しては具体的な対象を決めて議論するべきかと思っています。

あと資料２の３で５０円とはなっていますが、段階的定額制、例えば２～３万円の宿泊単価の宿であれば、もしかしたら１００円を上乗せできるのではないかと考えております。

実際、他の自治体でも段階的定額制としている市町村もありますので、そのように考えていくのもありかなと思いました。

以上意見です。

(委員長)

ありがとうございます。

今の点について、もし他の委員から関連したご意見があれば、頂戴したいと思います。

(委員)

私も宿泊客の流出対策費のところは引っかかっております。

全国的にもこういった対策費を設けてるところがあるのかが気になる場所ですね。

他の自治体がどうなのかというところと、誰に向けての支援なのか、教育旅行を含めてですが、料金で分けるのか、学生かどうかで分けるのかというところは一つのポイントになるんじゃないかなと考えております。

(委員長)

学校関係については、課税免除するかどうかという議論はこれまでありましたが、今のところは設定しないという想定で議論はしてきています。

ただ、今ご意見がありましたように、流出対策費の部分について現段階でどのようなイメージがあるのかということと、他の自治体でこのような費目を設けて支援をしているという事例があれば、それもあわせて情報提供いただければと思います。

(事務局)

ただいま御指摘いただきました宿泊客流出対策費のイメージとしては前回の会議で、上乗せした場合の支援例という形で出させていただきました。

例えばご意見にありました宿泊事業者へのクーポン券の配布といったもの

も含まれると想定しておりました。

あまり詳細に書きすぎると限定的になる懸念があり、ここではあえてこのように記載いたしました。

しかし明確にすべきとのご意見ですので、内部で検討しどこまで記載するか検討させていただきます。

(委員長)

他にいかがでしょうか。はいどうぞ。

(委員)

税率ですが、館山市が150円、鴨川市は鴨川市議会議員に聞いたところ、大体150円ぐらいじゃないのかという話が出ています。

どう考えても3市1町が一緒になってやるべきだと私は思っていますので、金額をここで具体的にするのはではなく、50円から150円という数字にしておき、最終決定は市で行うということでもいいのではと思います。

(委員長)

金額的な部分については前回50円が多いというところでしたが、思い切って150円でいくべきではないかというご意見もあり、少し幅を持たせる形で今のところは想定をしているということです。

また、近隣市町が150円という金額になる可能性があるので、安房地域でどのように足並みを揃えていくのかも一つの課題になります。

そのような状況で幅を持たせた形で理解されているところかと思います。

(委員)

低価格帯の宿泊事業者を説得してきた我々としては、なかなか150円という数字は出しづらいところが実情でございます。

50円で約1,000万円の支援策をすることで納得していただいていることが実情だということを申し上げておきます。

それと、浦安市や先般の日曜日、読売新聞の千葉版に成田市も修学旅行の課税免除を県へ要望するという記事が出ていましたが、そこを踏まえなくていいのでしょうか。

(委員)

低価格帯の民宿の意見としては、民宿の一番の魅力が料金の安さなのだから、宿泊税は取らない方がいいという意見が多くあります。

ただし、そのような一つの意見だけを踏まえていくわけにもいきませんので、段階的定額制なども含めて、連泊客等に関する課税免除または免税点の設定に関しても、県の動きを注視していましたが、まだ県も決まっていないので、私の案として引き続き申し上げておきます。

例えば、県は一律１５０円、安房地域の市町が最大１５０円とした場合、民宿は１人５，０００円の宿泊料金が多いので、消費税５００円、入湯税１５０円で計算すると、宿泊税含め１人当たり９５０円。

それに加え、旅行会社を経由すると１０％の５００円が掛かるので、１人１，４５０円が上乗せになります。

宿泊料金が５，０００円だとすると、宿泊税等を考慮し最大６，４５０円になりますので、かなり差が広がり、見た目もインパクトがあるのではないかという気がします。

４月、５月の客入り状況や物価高騰の中で、かなり宿泊客の動きも渋っていますので、どのように打ち出すかが一番大事かなと思います。

地域の魅力を高めることも必要だと思いますので、その辺も精査しながら、低価格帯の宿泊施設に納得していただけるよう、支援策をもう少し議論すべきかと思います。

また、DMOの支援ですが、館山市の使途のようにわかりやすく税率１５０円としてDMO設立に使っていくというやり方も一つです。

地方創生も含めてどう歯車を回して行くか、税率を上げ資金を確保することも含めていくことも必要かとは思っていますが、最初から近隣の市町村と合わせ税率を１５０円とするのは、かなりきついのではないかという意見です。どう説得するかというところだと思います。

(委員長)

今のことにに関して他のご意見はいかがでしょうか。

(委員)

宿泊業者ではないので、なかなか言いづらいというか、勝手なことを言うなどと言われてしまいますが、意見として聞いて欲しいと思います。

まず、県から３，４７３万円を交付される想定をしていますが、これは本当に貰えるのでしょうか。

貰えなかったとしたら６，０００万円の使途が遂行できないわけですね。

そう考えると税率５０円で税込２，５００万円ですから、税率を１５０円とすると７，５００万円の財源ができるわけです。

本当に県がくれるのか私は心配ではない。

そう考えると、やはり私は税率を１５０円とすべきだと思うし、近隣市町が１５０円だったら１５０円でいいと思います。

これも大変申し上げづらいのですが、南房総市は宿泊税５０円で、隣の町よりも１００円も安いんだということが、アピールになるのかは疑問です。

もう一つ懸念するところで、消費税が導入されたとき、消費税３％分を安くすることを謳ってはだめだということがありました。

もしかしたら、宿泊税１００円分安くするということは違法になるのかな

と思ったんですが、分かれば教えていただきたいなと思います。
以上です。

(委員)

最後の質問は分からないので申し訳ございませんが、県が市町村に対して交付金を必ず出すかは、私からどのようになるかは申し上げられませんが、資料にある程度記載があるので、全くそれを反故にすることはないかと思います。

私からは関係ない質問ですが、館山市はDMOが設立されていないので、宿泊税収を財源として使いたいという話だと思いますが、既にDMOを設立されている南房総市は、DMOの財源をどのようにされてるのか、参考にお聞きできればと思います。

(事務局)

はい。DMOとして南房総市観光協会が登録されておりまして、そちらに運営補助事業補助金という形で補助金を出しています。

(委員)

一般財源から出しているということですね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

わかりました。

(委員)

先ほどの意見で100円違うことでアピールになるのかというご質問ですが、例えば2ヶ月間宿泊している人を考えますと、6,000円の差になりますのでお土産が買えてしまいます。100円は結構違うと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。どうぞはい。

(委員)

本当に3,500万円弱を県が交付するのか、という話がありましたが、まだ決定でもないし、県からも確実に出ますと言われていません。

今まで我々はいろいろな議論を重ね、県から交付金約3,500万円が交付されるものとして、どのようにするかを話し合ってきました。

簡単に言うと、「取りに行く」という考え方でいきたいと思っています。

私としては資料２の２ページに記載のある「県の施策３２．５億円」からさらに取りに行ける事業も当然あると思います。

そこから必要なものはしっかり取っていくという形からスタートを切っていくしかないと思っております。

(委員長)

他にはいかがでしょうか。

(委員)

何度も申し上げていますが、宿泊税は宿泊事業者にとって一番メリットのある税でなければいけないというのが基本理念だと思っています。

お納めいただくお客様、納税者にもご賛同いただくような使い道を示すことが宿泊税の基本理念だと思っております。

南房総市は低価格帯の宿泊事業者が多いので、その方々を見捨てることのないよう、上乗せをするのであれば５０円がよろしいという気しております。

もし財源が不安であれば、例えば入湯税は５月１９日の観光経済新聞に掲載されていたように、南房総市は５，４００万円の入湯税があります。

そのうち温泉組合には１，５００万円しか下りてきません。

あとの３千数百万円は一般財源です。そのような観光財源もあるわけです。

他にも観光関連予算として南房総市は７億５，０００万円ありますので、市にはたくさん予算があります。

なんで宿泊事業者だけがいじめられるんだろうということは、避けていたきたいというのが私の意見でございます。

(委員長)

他にご意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

別件なんですが、資料２の１ページ目ですね。

コーディネーターの人件費８００万円、花畑再生、フォトスポット等の作成、人材確保とありますが、この「人材確保、コーディネーター」これはどういうものですかね。説明をお願いします。

(事務局)

はい。観光地域づくりコーディネーター人材確保ということで、項目に書かれております「花畑の再生、フォトスポット作成」などを実施していくに当たり、専門的な知見のある方が持続的な取り組みにアドバイスしていただける専門的な人材を確保していきたいといった意味での人件費ということになります。

(委員)

専門的な人材、例えば南房総市だとリクルートなど諸々使っていますが、そういったことですかね。

(事務局)

はい。そういったイメージです。

(委員長)

他によろしいでしょうか。

この後、報告書についての議論もありますので、ここでもう1回改めて現段階でポイントとなる部分の確認をしておきたいと思います。

今のところ50円ベースで上乗せをしていくということ。

南房総市としては6,000万円の事業規模で、資料2の1ページに記載された費目を想定し、事業を進めていくということが念頭に置かれています。

ただ、税率50円という意見や150円までという意見など、立場によってもいろんなご意見があるところですが、これまでの議論の積み重ねを考えると、低価格帯の宿泊事業者にとっては50円でもあってもギリギリのところだというニュアンスでこの金額が出てきていると私自身は受けとめております。

ですから50円をベースに、まずは導入ということを考えながら、先ほどご意見にもあったように、例えば他地域への流出や学校関係など低価格帯の事業者にどのような支援がなされるか、それを明確にすることによって、その対応をしっかりと行っていき、事業者と更なる連携を図っていければというところです。

その上で、さらに規模を拡大することも今後あり得るのかもしれませんが、3年を目途に見直しをしていく際に、今後の取り組み如何によっては50円ベースのままで続けることになるかもしれません。

あるいは、宿泊税にかかる事業規模や事業内容については、地方創生の動きや宿泊税以外の財源も含めた総合的な視点から捉える必要があります。

その上で、宿泊税の税率を現行の50円のまま据え置くのか、それとも150円へと引き上げ、より高い効果を見込みながら積極的に施策を進めるのかについては、今後の重要な検討課題です。

例えば、次回の見直しまでの今後3年間を見据え、事業者の皆さまからのご意見も丁寧に伺いながら、さらに慎重に検討を重ねていくという意味合いを込めて、今回までの検討内容をご確認いただいているところです。

また、報告書にこれらの点をどのように反映させるかについては、この後、皆さまからご意見を頂戴できればと考えております。

いずれにしても、以上の点については、これまでの議論の中である程度共

有が図られてきたものと認識しております。

(委員長)

このことについて他にご意見がなければ、次の議題（２）の御説明をいただいた後、またご意見を頂戴したいと思います。

特によろしければ議題（１）は一旦ここまでとさせていただきたいと思います。

休憩入れましょうか。休憩を入れさせていただいて、その後また再開をしたいと思います。

１０分後再開ということでお願いをいたします。

(１０分間休憩)

(委員長)

それでは再開いたします。議題の（２）「報告書（案）」について、事務局から説明をいただいた後、意見を頂戴いたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

「資料２ 報告書（案）」について説明

(委員長)

ありがとうございました。

今、議題の（２）について事務局から説明をいただきました。

最終的にある程度の形に持っていければと思っておりますが、これも先ほどと同様に、特に順番どおりに指名するということはいたしませんので、お気づきの点がありましたら挙手の上ご発言をいただければと思います。

(委員)

先ほど委員からあった教育旅行や連泊の課税免除については記載しなくていいのでしょうか。

あと第７、おわりにというところの「宿泊税を活用した施策の実施に当たっては、南房総市、南房総市観光協会」に「南房総市DMO」と入れていただいてもいいですか。

(事務局)

連泊の課税免除等に関しては、検討させていただきたいのと、あと１４ページについては次回までに「DMO」と記載いたします。

(委員長)

減免等について、もし他のご意見がありましたら併せてお願いできればと思います。

それ以外についても、ご意見がありましたらお願いをいたします。

はい。お願いします。

(委員)

課税免除の話がありましたが、私の理解だと逆に課税免除はせずに、支援策に回していくという考え方で捉えておりました。そこは確認しておきたい。

課税免除とするのであれば、県税も同じく課税免除していく考え方が妥当だと思います。

例えば浦安市は修学旅行を課税免除にしておりますが、県は修学旅行の分も徴収するイメージなのかなと。

その覚悟を持って、浦安市は課税免除としたと思ったものですから、私の理解が間違っていたら訂正してほしいと思います。

あともう一点、14ページですね。

14ページの「1 宿泊税の使途について」で宿泊事業者と宿泊者が基本として考えられた文面になっていますが、基本的には地域住民の満足度を考えていくのが宿泊税の根本的な考え方です。

委員も話されてましたが、例えば「域内消費額」のようにデータ分析を活用していくことがDMOの役割になってきますので、そのようなことも考えていかないといけない。

今までは宿泊事業者と宿泊者に説明できることが重要視されていましたが、宿泊税の根本的なところは、「地域住民の生活の向上」もありますので、そこも入れておかないといけないのかなと。

「住んでよし。訪れてよし。受け入れてよし。」という三つの考え方を踏まえ、地域住民の生活も入れていかないとまずいと思いました。

(委員長)

はい、大事なご指摘かと思います。今の点について、同じようなご意見があればいただければと思いますが、まず事務局から、今の点についてお願いします。

(事務局)

先ほど「連泊の課税免除」を記載することについて、「検討します」とお答えしましたが、検討委員会のご意見を総括して考慮した場合、「課税免除をしてしまうと、徴収する宿泊事業者の混乱を招く懸念がある」ということが、委員の意見からございましたので、報告書には「課税免除はしない」と記載しております。

また、「地域住民の満足度を高める」というようなご発言がありましたが、

「納税者である宿泊者の満足度を高めていき宿泊事業者も自信を持って説明ができる」ような施策を進めていった中で、「地域住民の満足度向上に寄与するような政策に活用できる」というような流れで記載すればいいのかと受け取りましたので、そのように修正いたします。

(委員)

課税免除ですが、例えば連泊について課税免除を設定してもあまり混乱はしないのではないかと思いますか。

できれば入れていただきたい。

例えば教育旅行を課税免除してしまうと、県との相違が出てきますが、連泊に関して混乱するでしょうか。

(委員)

県税と市税の2階建てとした場合に、県税も学校関係や連泊が課税免除であれば全く問題ないと思います。

ただ、県税は課税免除を設けず、市税は課税免除を設けるとなった場合、宿泊施設のフロントで県税のみ徴収することになるので、説明が非常に難しくなるのではないかと考えております。

(委員)

浦安市や成田市は、教育旅行は絶対に課税免除だという動きがある中で、県がどのようにするかわからないので、もし県が修学旅行や連泊を課税免除すると言ったら、その動きに従いますという記載に答申書はなっているということでもいいんですよね。質問です。

(事務局)

その通りでございます。

基本的には県と同じ制度設計にするという記載にしておりますので、県が課税免除等を決めればそれに従って市も変更いたします。

成田市や浦安市は市の宿泊税についての検討以外に、県への要望として委員会から修学旅行は何らかの配慮をすべきだという意見がありました。

南房総市についても宿泊税検討委員会の中で修学旅行や連泊を課税免除するような県への要望については、市の宿泊税の検討以外の部分で委員会から市に対して報告する際、県へ再度要望すべきだという答申が出てくれば、それは対応していきたいと思います。

(委員)

県の税制度に合わせるとなれば、やはり我々としては県へ要望していただきたい。

県へ課税免除を要望するため、ここに一文入れていただければありがたい

というところです。

(事務局)

はい、そうしましたら11ページを見ていただくと、4番の「県に対して期待すること」という項目がありますので、こちらにその旨記載させていただこうと思います。

(委員長)

県と別立てというよりは、県制度と同一にすることを前提に県への要望を加えていただければと思います。
他にいかがでしょうか。

(委員)

確認ですが、「期待すること」ではなく、「要望」という形でお願いします。

県に対しては浦安市、成田市も要望という形で出していますので、南房総市も同様に要望という形で対応できればと思います。

県が制度を見直すことになれば、当然南房総市も合わせていく形になり、お客様に対しても説明ができるようになります。

(事務局)

それでは、要望として記載いたします。

(委員長)

他にはいかがでしょうか。どうぞ、はい。

(委員)

この報告書の中に「納税者が納得し、宿泊事業者が自信を持って説明できる」とありますが、まさしくそうしていただきたいと思います。

そのお金が税金として不信感なくすべて透明性があるということが一番必要かと思っています。

質問ですが、細かくて申し訳ないのですが、9ページを見ると「事業規模約6,000万円」と書いてありますが、その三行上に「事業規模6000万円」と記載されています。

「約」を入れ、統一した方がいいと思います。

もう一つ、その右側の表の中に、「県3473万円」と「市が2500万円」と言い切ってますが、例えば「県約3500万円」「市約2500万円」というように統一した方がいいかなと。

(事務局)

はい、ご指摘の通り修正したいと思います。

(委員長)

他にはいかがでしょうか。

(委員)

9ページにある事業規模約6,000万円と記載されていますが、11ページの(3)にある32.5億円の使途のところで、南房総市がどのような施策を県へ要望するのかを明記した方がいいと思います。

具体的にはDMOの取り組みをしっかりと明記することで地域住民への域内消費額の向上に繋がる施策に対応したものになってくると思います。

またインバウンドの促進も含めてですが、取れる施策が32.5億円の中にあると思いますので、これも含めて答申に入れていくのはいかがでしょうか。

(事務局)

はい、それではより具体的に(3)の施策について明記したいと思います。

(委員)

資料2の2ページにある県の施策で、例えば1番の「観光人材の確保・育成・定着」11億円や「DMOの人材確保支援事業」を落とし込んで、具体的に県に投げかけるのは当然必要で、この項目に対してどのような使えるのかということを県が方針を示していないのであれば、逆に南房総市の方から示していくべきだと思います。

例えば「持続可能な観光地づくり」は、教育旅行や低価格帯の宿泊施設への支援として使えるのかということを、要望書の中に記載し県に提出するべきだと思っています。

(事務局)

はい、県の補助事業について内容が明確になっていないので、採択されるかどうかは別にして、市はそういったことに取り組んでいきたいということを県に示すため、11ページに記載し修正いたします。

(委員長)

ぜひ、そうしていただけたらと思います。

他にいかがでしょうか。はい。

(委員)

細かいことになりますが、5ページ(2)の最後の段落に「また税負担の

公平性についても、宿泊料金に応じた額を設定することで保つことができる」とありますが、実際この答申案ですと定額制なので、段階制にはなっていません。この記載を修正した方がいいと思いました。

(事務局)

はい、そうですね。当初の資料をそのまま載せてしまったので、こちらも修正させていただきます。

(委員長)

他にはいかがでしょうか。はい。

(委員)

県への要望に追記していただければと思いますが、県でなければならない施策というのもあると思います。

例えば成田から南房総へシャトルバスを出すとか、そのようなことは県でなければならない広域な施策を、ぜひ県主導で南部に誘客をしていただければと思います。

そういったことも要望として県に伝えていただければと思います。

(事務局)

そうですね。シャトルバスのような具体的なものがあれば、そのように書きますし、もしそれがなければ、市町村ではできない、県にしかできない施策を要望するという形で記載いたします。

(委員長)

その点、私も指摘しようかと思っていましたが、市だけでなく県として何ができるかを考えた際、広域連携においては県のリーダーシップが不可欠であることは明らかです。

そういう意味では県内各地域との連携や安房地域における横の繋がりなど、多方面で県がどのような支援を提供できるかが重要となります。

これは単に「市町村の縦割り」ではない役割として非常に期待される場所かと思います。

この点も文面に盛り込めばいいのかなと思っております。

(委員長)

他にはよろしいでしょうか。はい。

(委員)

12ページで、「安房地域で足並みを揃える調整や集客力を高める使途が整理された場合には、150円までの税額を検討する必要がある」と書いてあ

りますが、これを実施するためには、段階的定額制の議論になるのかなと思っています。

低価格帯の宿泊施設への配慮がすごく問題視されてここまできていますので、150円まで上げるとなると、他の自治体も含めた段階的定額制を検討するイメージでした。

この想定はどのように考えているのか教えてください。

(事務局)

はい。特段、段階的定額制を想定して書いてあるのではなく、委員の皆様の意見が50円ぐらいしか取れないという意見がある一方で、150円ぐらいまで取っていかなければいけないという意見も両方ございましたので、その折衷案としてこのように記載したものでございます。

実際に50円ではなく150円まで増額を検討しなければならなくなった段階で、一律で150円にするのか、段階的定額制にするのかという議論がなされるのではないかと考えております。

それが、今年度早急にやるべきなのか、それとも次回の見直しまでにやるべきことなのかは、また検討が必要かと思えます。

(委員)

はい、わかりました。

ということは、まずは50円をベースに考えていき、そこからは状況によりということですね。

あと安房地域で足並みを揃えるというのは、県に対しての交渉術としては、すごく必要だと思います。

足並みが揃えられるのかということもありますので、まずは南房総市として必要な施策、使途をベースに考えていけばいいのではないかと私は考えております。

(委員長)

その点の文言については、改めて時間までに確認をさせていただくということにさせていただきます。他に盛り込むべき事柄とかございますでしょうか。はい。

(委員)

8ページですが、③の「アンケート結果により見えてきた方向性」ということで花畑が書いてあるんですが、最初にこの委員会で内房の話もいろいろあったと思います。

これを見た瞬間、内房の記載がないと、やはり内房の人は納得できない部分もあるのかなと思います。

(委員)

花畑再生プロジェクト協議会を立ち上げたんですが、内房もしっかりと花畑考えてますので大丈夫です。

(委員長)

他にはよろしいでしょうか。特にございませんようでしたら、今いただいたご意見等を可能な限り加筆、修正するという形で答申についてまとめさせていただければと思います。

最終的には委員長、副委員長、それから事務局に一任をいただいて、市長への答申という形でまとめさせていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それではそのような形で事務局から次回に向けたアナウンスがあるかと思っています。

今日の議題については以上とさせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお渡ししたいと思います。

5 その他

(事務局)

はい。関谷委員長、円滑な進行をありがとうございました。

また、委員の皆様、慎重なる審議をありがとうございました。

次第5のその他でございますが、次回の日程につきましては、第6回を6月5日木曜日に開催する予定となっております。

最後に委員の皆様から何かありますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、第5回南房総市宿泊税検討委員会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。